

【南区】会計年度任用職員募集案内（令和8年4月1日付採用）

【こども家庭支援課 保育・教育コンシェルジュ】

業務内容	(1) 区役所窓口や電話、出張先で、市民の保育サービス等（認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、横浜保育室、川崎認定保育園、事業所内保育施設、企業主導型保育事業、一般認可外保育施設、ベビーホテル、幼稚園、私立幼稚園預かり保育、一時保育、乳幼児一時預かり、横浜子育てサポートシステム等）の利用に関する相談、必要な情報の提供等 (2) 保護者のニーズや状況に合った寄り添う支援 (3) 利用申込みをした保護者に対する、保護者の意向や状況の把握 (4) 保育サービス等の利用に関する情報の収集、整理、共有、広報、分析等 (5) 関係会議等への参加 (6) 相談記録の作成 (7) 利用者支援事業に伴う地域子育て支援拠点との連携業務 (8) (1)の他、保育・教育施設・事業等の利用に関すること (9) その他保育サービス等に関する事務 ※その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）
応募要件	(1) 保育サービス・制度に関心があり、子育て中の方を応援したいという意欲のある方 (2) パソコン基本操作（エクセル・ワードなどの入力、端末操作など）ができること（主には専用システム端末の操作となります。） 次に該当する場合、地方公務員法の規定により、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者 (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (5) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者
募集人数	1名
勤務場所	南区福祉保健センターこども家庭支援課 (所在地：横浜市南区浦舟町2-33)
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。（最大4回） ※地方公務員法が適用されるため、条件付きでの採用となり、採用後1ヶ月間の勤務日数が

	15日を満たさない場合は、条件付き採用期間が延長される場合があります。
勤務日	週5日 月曜日から金曜日 ※ただし、祝日、年末年始の休庁期間（12/29～1/3）を除く
勤務時間	午前9時から午後4時まで（休憩時間1時間を含む）
給与、休暇、社会保険等	(1) 給与 月額211,400円 ※令和7年度実績。制度改正等により金額は変更となる場合があります。 (2) 期末手当、勤勉手当（横浜市基準に従い支給）、通勤費用（実費相当額を別途支給：上限あり） (3) 健康保険（横浜市共済組合）、雇用保険、厚生年金保険（年金受給中の方は年金支給額が減額になる場合あり）に加入 (4) 年次休暇等を付与 その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。
応募方法	(1) 書類提出期限（郵送または窓口持参） 令和8年2月10日（火）必着（持参の場合は同日17時00分まで） ※郵送の場合は、封筒の表面に「会計年度任用職員（保育・教育コンシェルジュ）応募書類在中」と記載してください。また、確実な郵送のため、「配達記録郵便」又は「簡易書留」扱いにしてください。※Eメールによる提出は不可です。 (2) 提出書類（様式はホームページよりダウンロード、または区役所窓口でもお渡しします） ① 会計年度任用職員申込書 ※日中連絡が取れる電話番号を必ず記載ください。 ② 応募作文用紙（テーマは作文用紙内に記載） ※生成AIの使用不可 (3) 提出先 〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 南区役所福祉保健センターこども家庭支援課 会計年度任用職員（保育・教育コンシェルジュ）採用担当 ※この選考において提出された書類は、一切返却いたしませんので、あらかじめご了承願います。
選考内容	(1) 1次選考 書類選考・作文 ※申込時に提出 (2) 1次選考結果通知 令和8年2月20日（金）通知予定 (3) 2次選考（面接） 令和8年2月26日（木）または27日（金）予定 ※時間等詳細は1次選考合格者に対し、別途通知します。 (4) 2次選考結果通知 令和8年3月6日（金）発送予定 ※選考の結果は、合否に関わらず、受験者全員に文書で通知します。
その他	(1) 採用後に雇入時健康診断を受診していただきます。 (2) 申込書類の記載内容が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消す場合があります。

	<p>(3) 採用内定者が辞退した場合、次点の方を繰り上げ合格とすることがあります。</p> <p>(4) 令和8年度の予算が横浜市会において議決されなかった場合は、選考に合格しても採用されないことがあります。</p>
問合せ先	南区こども家庭支援課 会計年度任用職員採用担当 電話:045-341-1148 FAX:045-341-1145